

佐久市生活安全条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯意識の高揚と地域における自主的な防犯活動（以下「地域防犯活動」という。）の推進を図ることにより、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業を行うもの及び市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 防犯意識を高揚するための啓発に関すること。
 - (2) 地域防犯活動の推進及び支援に関すること。
 - (3) 防犯に配慮した環境の整備に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項
- 2 市は、前項各号に掲げる事項の実施に当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させるよう努めるとともに、防犯関係団体及び警察署その他の関係行政機関と連携を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の責務)

第4条 市民及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、自ら必要な措置を講ずるよう努めるとともに、互いに協力して地域防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(生活安全モデル地域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定し、当該モデル地域についてこの条例に基づく施策を重点的に実施することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、市の広報紙への掲載その他の方法により、これを市民に周知するものとする。

3 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(佐久市生活安全推進協議会の設置)

第6条 この条例の目的を達成するために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、佐久市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 防犯関係団体の代表者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 国民保護協議会委員・専門 委員・幹事			6,500円	」
-------------------------	--	--	--------	---

を

「 国民保護協議会委員・専門 委員・幹事			6,500円	」
生活安全推進協議会委員			6,500円	

に改める。